

平成27年度 第8回 保倉区地域協議会

次 第

日時：平成28年3月23日（水）午後6時～

会場：保倉分館 2階 集会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

- ・公の施設使用料の減免制度の見直しについて

4 その他

- ・公民館分館から地区公民館への位置付けの変更について

- ・次回地域協議会の開催について

 月 日（ ）午後 時 分～ 保倉分館

5 閉 会

公の施設使用料の減免制度の見直しについて

1 概要

貸館施設、体育施設及び学校開放体育施設における使用料の減免制度について、施設の設置目的や規模、利用団体の区分ごとに基準を定めるとともに、本年4月からの減免基準の運用に当たり、新たに減免対象団体の「登録制」を導入するもの。

2 これまでの検討の経過

時 期	内 容
平成 26 年 7 月～9 月	市政モニターアンケート、施設窓口アンケートの実施
11 月～平成 27 年 3 月	公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会（計 4 回）
1 月	行政改革調査対策特別委員会（検討経過）
3 月～5 月	地域協議会、町内会長連絡協議会への説明（見直しの基本方針）
5 月	行政改革調査対策特別委員会（見直しの基本方針）
7 月	施設の利用団体等を対象とした意見交換会 （計 16 回、約 1,200 団体へ通知し、約 450 団体が参加） ・施設利用者（15 回、約 1,200 団体を対象） ・上越市体育協会加盟団体（1 回、22 団体を対象）
11 月～12 月	施設の利用団体等を対象とした説明会 （計 25 回、約 1,600 団体へ通知し、約 400 団体が参加） ・施設利用者（15 回、約 1,200 団体を対象） ・上越市体育協会加盟団体（1 回、22 団体を対象） ・体育施設（学校開放含む）の利用者（2 回、約 370 団体を対象） ・地域協議会（7 区 ※残りの区は順次報告）
12 月	行政改革調査対策特別委員会（最終案）

3 減免基準の基本的な考え方

(1) 応益負担の原則

- 施設使用料は、応益負担の考え方により、利用者が負担することを基本とし、減免は、公益性の高い活動等を支援する観点から例外的に行う措置とする。

(2) 減免対象者・利用目的・減免率・施設区分の考え方

- 減免対象者、利用目的により、減免による支援が必要な範囲を限ることとし、減免を認める施設も限定する。
- 利用団体の自主的・自発的な活動の側面を有するものは、市と利用者との使用料を折半する考えから 50%減額を基本とする。

(3) 公益性の高い活動への支援等の観点

- 施設の設置目的や規模等を踏まえて施設を区分し、「地域振興」、「スポーツ振興」及び「青少年育成」の観点を踏まえ、当該施設区分ごとに減免率を設定する。
- 学校施設は青少年の教育の場であり、体育施設は広く市民がスポーツを行う場であることなどの「施設の性質」の観点から整理する。
- 施設の規模や機能などの「施設のグレード」の観点から整理する。
- 積極的な活動が認められる施設の定期的な利用状況や青少年を主体とした活動などの「活動内容」の観点から整理する。

＊貸館施設の区分

区分	説明
拠点施設	市域を越えた範囲での利用を想定する施設（文化会館等）
一般施設	市の核となる施設など、広域的な利用がある施設（市民プラザ等）
地域の集会施設	地域住民の活動の拠点となる地域に身近な施設（公民館等）

＊体育施設の区分

区分	説明
拠点施設	大きな大会等を開催できる規模の施設（総合体育館等）
専門施設	特定の競技に特化した機能を備える施設（高田公園陸上競技場等）
一般施設	上記以外の施設（一般的な体育館等）
学校開放体育施設	小中学校の体育館、グラウンド

4 見直し後の主な減免基準（詳細は別紙のとおり）

(1) 地縁組織（町内会、子ども会、老人会等）

- ・ 「地域振興」の観点から、地域活動を活発化させ、誰もがまちづくりに参画しやすくするため、総会・会議や行事その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、その活動拠点となる「地域の集会施設」、体育施設の「一般施設」、「学校開放体育施設」の使用料を100%免除とする。
- ・ 一部の有志による趣味的な活動など、利用者個人の利益につながる利用については、減免を行わない。

(2) 青少年のクラブ

- ・ 「青少年育成」及び「地域振興」の観点から、中学生以下の子どもの育成活動を行うクラブが、総会・会議、発表会、練習その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、その活動拠点となる「地域の集会施設」の使用料を100%免除とする。
- ・ 「青少年育成」及び「スポーツ振興」の観点から、上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟し、定期的に活動する団体が日常的な練習その他団体の設立目的に沿って利用する場合は、体育施設の「一般施設」は使用料を100%免除、「専門施設」は50%減額とする。

(3) 成人のスポーツクラブ

- ・ 「スポーツ振興」の観点から、上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブに加盟し、定期的に活動する成人のスポーツクラブによる大会、練習その他の団体の設立目的に沿って利用する場合は、体育施設の「一般施設」及び「専門施設」の使用料を50%減額とする。

5 登録制の導入

施設の利用者にとって分かりやすく、施設窓口において統一的な運用を図る観点から、「地縁組織のうち事前の把握が困難な団体」、「青少年のクラブ」及び「成人のスポーツクラブ」に該当する団体を審査し、登録を行う「登録制」を導入する。

6 減免制度の改定時期及び定期的な見直し

見直し後の減免制度の運用状況について、一定の期間経過後、評価を行うとともに、必要に応じて、改めて見直しを行う。

施設使用料の減免基準

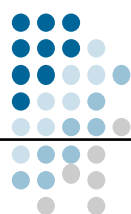
対象施設 対象者・利用目的		貸館施設			体育施設			学校開放体育施設
		拠点施設 (文化会館、リージョン プラザ)	一般施設 (市民プラザ、教育プラ ザ等)	地域の集会施設 (地区集会施設、公民 館等)	拠点施設 (リージョンプラザ、総 合体育館等)	専門施設 (大潟体操アリーナ、 柿崎人工芝グラウン ド、 陸上競技場等)	一般施設 (一般的な体育館、野球場、多目的 広場、テニスコート等)	
市主催事業		100%減免			100%減免			100%減免
保育園、幼稚園、小中学校、中等教育学校 (前期課程)、特別支援学校、小学校体育連 盟、中学校体育連盟	授業・部活動				減免なし	100%減免 ※部活動による利用は午後7時まで		
市が育成し、又は設立に関与した団体等 (健康づくりリーダー、13区の住民組織、町 内会長連絡協議会、小中学校PTA連絡協議 会等)	総会・会議、行 事				100%減免			【中学校区内の施設】 100%減免 【中学校区外の施設】 50%減免
市共催事業		50%減免			50%減免			50%減免
高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等 学校体育連盟	授業・部活動				減免なし	50%減免 ※部活動による利用は午後7時まで		減免なし
各種連合体 (子ども会連合会、老人クラブ連合会等)	総会・会議、行 事	50%減免			【団体のある地域自治 区内の施設】 100%減免 【地域自治区外の 施設】 50%減免	【団体のある地域自治区内の施設】 100%減免 ※合併前上越市は1単位 【地域自治区外の施設】 50%減免	【中学校区内の施設】 100%減免 【中学校区外の施設】 50%減免	
地縁組織 (町内会、子ども会、老人会、婦人会、青年会 等)	総会・会議、行事 (一部の有志によ る趣味的な利用 は対象外)							
上越市体育協会、総合型地域スポーツクラブ	総会・会議、大 会、スポーツ教 室、講習会					100%減免		
各種競技協会・連盟 (野球協会、バレーボール協会、ゲートボ ール連盟等)						50%減免		
青少年(中学生 以下)のクラブ	上越市体育協会又は総合 型地域スポーツクラブの加 盟団体かつ定期利用団体					50%減免		100%減免
	上記以外	総会・会議、大 会、団体の日常 的な練習	減免なし	50%減免				
成人のスポーツクラブ(上越市体育協会又は 総合型地域スポーツクラブの加盟団体かつ 定期利用団体に限る)		減免なし			50%減免		減免なし	

	広域的な利用がある施設				地域密着型の施設							
高田区		ミゼ'雪小町	雁木通りプラザ	高田図書館	高田地区公民館	女性サポートセンター	高田駅前コミュニティルーム	南三世交代流プラザ	旧師団長官舎			
		上越人材ハイスクール	小川未明文学館		町家交流館高田小町	福祉交流プラザ(会議室等)						
新道区		上越観光物産センター			農業研修センター芙蓉荘	新道地区多目的研修センター(新道分館)						
金谷区					金谷分館	中ノ俣地区多目的研修センター						
諏訪区					諏訪分館							
和田区					ラーバンセンター(研修室等)	和田地区多目的研修センター(和田分館)						
津有区					ファームセンター(会議室等)	津有分館						
春日区	上越文化会館	市民プラザ	埋蔵文化財センター(学習室)		春日謙信交流館(春日分館)	岩木多目的研修センター						
三郷区					三郷分館							
高士区					高士分館	高士地区多目的研修センター						
直江津区		市民いこいの家(和室等)	直江津屋台会館		学びの交流館	レインボークンセンター	五智歴史の里会館					
有田区	リジョンプラザ上越(コンサートホール)	教育プラザ(大会議室等)	ワークパル上越		カルチャーセンター(直江津地区公民館)(研修室等)	有田分館	田園多目的研修センター					
八千浦区					八千浦交流館はまぐみ(八千浦分館)(集会室等)							
保倉区					保倉分館							
北諏訪区		上越リゾートセンターくるみ家族園(和室等)			北諏訪分館							
谷浜・桑取区					谷浜地区多目的研修センター(谷浜分館)	桑取地区多目的研修センター(桑取分館)						
安塚区					安塚コンプラ	安塚地区公民館	菱里地域生涯学習センター(会議室等)	伏野地域生涯学習センター	中川地域生涯学習センター	船倉地域生涯学習センター(交流室等)	安塚克雪管理センター	
浦川原区					浦川原コンプラ	浦川原地区公民館	浦川原里山地域活性化センター	横住総合交流促進センター				
大島区					大島コンプラ	大島ゆきわり荘	大島就業改善センター(大島地区公民館)	大島生活改善センター(大島分館)	大島旭農村環境改善センター(旭分館)	大島若者交流会館(保倉分館)	葛蒲農村環境改善センター(葛蒲分館)	
					大島地域生涯学習センター(研修室)							
牧区					牧コンプラ(牧地区公民館)	牧ふれあい体験交流施設(研修室等)						
柿崎区					柿崎コンプラ	柿崎地区公民館	かきざき福祉センター	下黒川分館	七ヶ地区コミュニティセンター	柿崎就業改善センター(黒川分館)	川西分館	
					柿崎農業構造改善センター(会議室等)							
大潟区					大潟コンプラ	大潟地区公民館	大潟老人福祉センター	14の分館(町内会館)	長崎地区多目的共同施設(長崎分館)			
頸城区		ユートピアくびき希望館(多目的ホール)	坂口記念館(和室)		ユートピアくびき希望館(頸城地区公民館、大湊分館)(多目的ホール以外)	頸城コンプラ	西部分館	大坂井分館	南川分館	明治東分館(町内会館)	大池いこいの森ビジターセンター(研修室)※宿泊除く	
						明治分館	明治南分館					
吉川区					吉川コンプラ(吉川地区公民館)	吉川多目的集会場(吉川分館)	源地域生涯学習センター(会議室等)	東田中分館(集会室)	源分館	勝穂分館(集会室)	水源分館(吉川スカイピア遊ランド)	
					吉川旭地区農業拠点センター(旭分館)	泉谷分館(集会室)	福寿荘					
中郷区		はーとびあ中郷(ホール)			はーとびあ中郷(中郷地区公民館)(ホール以外)	中郷コンプラ	中郷いきいきサロン	片貝縄文資料館				
板倉区		糸しんの里記念館			板倉コンプラ	板倉農村環境改善センター(板倉地区公民館)	針分館(小学校)	山部分館(小学校)	豊原分館(小学校)	宮島分館(小学校)	孤立分館	
					筒方分館							
清里区		清里星のふるさと館(学習室等)			清里コンプラ(清里地区公民館)	清里活性化交流施設	楡池地域生涯学習センター(会議室)					
三和区					三和コンプラ	三和地区公民館	越柳地区研修センター	三和北部地区農業振興センター				
名立区					名立コンプラ(名立地区公民館)	名立北分館(会議室等)	下名立分館	円田荘	上名立分館	不動分館	不動地域生涯学習センター(会議室等)	
					ろばた館(会議室等)							

拠点施設

地域の集会施設

一般施設



施設使用料の減免登録団体の登録について

市の施設（貸館施設や体育施設）の利用は原則として有料ですが、地域活動や青少年育成活動に利用するなど、その利用目的に公益性が認められる場合には、使用料の減免を受けることができます。

減免の可否は、利用の都度、利用目的等により判断しますが、減免を受けるために、あらかじめ減免団体として登録をしておく登録制を導入します。これにより、減免の可否が分かりやすくなるほか、より一層の運用の統一を図ります。

このため、平成 28 年 4 月以降、使用料の減免を受けようとする団体の皆さんは、事前の登録手続きをお願いします。申請後審査を行い、登録の可否を通知します。

募集期間

随時受付を行っています。

※登録の審査は、平成 28 年 1 月 20 日（水）までの募集に申請があった団体を優先して行います。

提出場所

各施設の窓口、南・北出張所、各総合事務所の教育・文化グループ

※各窓口まで直接お持ちいただくか、郵送により提出してください。

登録手続きが必要な団体

<p>①地縁組織</p> <p>（婦人会、青年会、 地区振興協議会等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一定の範囲の地域の住民から構成されている団体であり、公益的な活動を実施していること 地域の住民が、地域の維持・活力向上となる活動を行っていること <p>※<u>次の団体は減免の対象となりますが、登録は不要です。</u></p> <p>町内会（自治会）、PTA、子ども会連合会に加盟する子ども会、老人クラブ連合会に加盟する老人会、自主防災組織</p>
<p>②青少年クラブ</p> <p>（中学生以下のスポーツ系・ 文化系クラブ等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中学生以下から構成される団体であること 青少年を育成する成人の指導者がいること 青少年の健全育成に寄与する活動を行っていること <p>※青少年のスポーツクラブは、上越市体育協会、総合型地域スポーツクラブに加盟し、かつ週 1 回以上の定期利用団体であるかにより減免率が異なります。</p>
<p>③成人のスポーツクラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高校生以上から構成される団体であり、上越市体育協会、総合型地域スポーツクラブに加盟し、かつ週 1 回以上の定期利用団体であること

登録団体として認められる共通の基準・要件

登録には次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 団体は、「地縁組織」、「青少年クラブ」、「成人のスポーツクラブ」のいずれかであること
- ② 自主的、自律的な活動が行われていることが客観的に認められる団体であること
- ③ 年間を通じて継続的に活動し、主な活動拠点が市内であること
- ④ 代表者の定めがあること
- ⑤ 原則として、団体の構成員が5人以上で、構成員の1/2以上が本市に住所を有していること
- ⑥ 構成員の親睦・交流のみを活動の目的とした団体でないこと
- ⑦ 次に掲げる団体でないこと
 - ・ 営利を主たる目的とした団体
 - ・ 政治活動または宗教活動を行う団体
 - ・ その他公共の利益に反する活動をする団体

※登録団体が要件を欠く等の理由で、登録を取り消す場合もあります。

提出書類

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ①登録申請書（様式1） | ②構成員名簿（様式2） | ③活動計画書（様式3） |
| ④収支予算書（様式4） | ⑤活動報告書（様式5） | ⑥収支決算書（様式6） |

■記載例を参考に記入してください。

■様式2～6については、総会資料等で内容が確認できる場合、これを添付することにより、様式の提出は不要です。

■様式3～6については、上越市体育協会（上越市野球連盟などの上越市体育協会加盟の上部団体に加盟する場合を含む。）または総合型地域スポーツクラブに加盟する団体は、添付不要です。

■様式4は直近1年間の書類、様式5及び6については、前年度または直近1年間の活動内容が記載されている書類を添付してください。

申請書等の様式は、各施設の窓口、南・北出張所、各総合事務所で配布しているほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

上越市減免登録

検索

問い合わせ先

■地縁組織（婦人会、青年会、地区振興協議会等）

上越市自治・市民環境部 共生まちづくり課

TEL025-526-5111（内線1764）

■青少年クラブ（文化系）

上越市教育委員会 社会教育課（教育プラザ内）

TEL025-545-9245（内線1220）

■青少年クラブ（スポーツ系）、成人のスポーツクラブ

上越市教育委員会 体育課（教育プラザ内）

TEL025-545-9246（内線1321）

■成人のスポーツクラブのうちゲートボール団体

上越市健康福祉部 高齢者支援課

TEL025-526-5111（内線1189）

■その他登録制の全般

上越市総務管理部 行政改革推進課（木田庁舎3階）TEL025-526-5111（内線1475）

公民館分館から地区公民館への位置付けの変更について

1 上越市公の施設の再配置計画（平成27年2月公表）

○再配置の方向性

・地区公民館

地区公民館の機能は、原則として各地域自治体に所在する集会機能を有する施設に置きます。適当な市の施設がない場合は、学校や民有の空き施設、又は隣接する自治区内の施設等の活用を検討します。

・分館

分館については、地域に根差した活動の場所がなくならないよう配慮した上で、施設の再配置を進めていきます。

2 公民館分館から地区公民館への位置付けの変更

上記1のことから、下表のとおり、合併前上越市の区域の分館は、その地域自治体の地区公民館に位置付けを変更する予定です。また、地区公民館に変更した後も引き続き公民館協力員を置く予定です（名称を公民館主事に変更する予定）。なお、これに伴い、高田地区公民館と直江津地区公民館の管轄区域は、これまで広範囲であったものからそれぞれの地域自治体の範囲に変更する予定です。

施行日は平成28年4月1日の予定です。

NO	区名	現在の名称	変更後の名称
1	高田区	上越市立高田地区公民館	同左
2	新道区	上越市立高田地区公民館新道分館	上越市立新道地区公民館
3	金谷区	上越市立高田地区公民館金谷分館	上越市立金谷地区公民館
4	春日区	上越市立高田地区公民館春日分館	上越市立春日地区公民館
5	諏訪区	上越市立高田地区公民館諏訪分館	上越市立諏訪地区公民館
6	津有区	上越市立高田地区公民館津有分館	上越市立津有地区公民館
7	三郷区	上越市立高田地区公民館三郷分館	上越市立三郷地区公民館
8	和田区	上越市立高田地区公民館和田分館	上越市立和田地区公民館
9	高士区	上越市立高田地区公民館高士分館	上越市立高士地区公民館
10	直江津区	上越市立直江津地区公民館	同左
11	有田区	上越市立直江津地区公民館有田分館	上越市立有田地区公民館
12	八千浦区	上越市立直江津地区公民館八千浦分館	上越市立八千浦地区公民館
13	保倉区	上越市立直江津地区公民館保倉分館	上越市立保倉地区公民館
14	北諏訪区	上越市立直江津地区公民館北諏訪分館	上越市立北諏訪地区公民館
15	谷浜・桑取区	上越市立直江津地区公民館谷浜分館	上越市立谷浜・桑取地区公民館
16	谷浜・桑取区	上越市立直江津地区公民館桑取分館	上越市立谷浜・桑取地区公民館 桑取分館